

吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第3回） 議事要旨

1 開催日時

平成28年2月16日（火） 午後7時～午後8時30分

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席委員

9名

4 議題

- (1) 吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）について
- (2) 移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）等について

5 議事（要旨）

1 開会

事務局： ただいまから「吹田市民営化保育所移管先選定委員会第3回」を開会いたします。本日の出席委員は9名でございます。委員の半数以上の御出席を得ておりますので、本日の委員会が成立している旨、御報告いたします。

2 吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）について

委員長： 次第に基づき進めてまいります。次第2 吹田市民営化保育所移管先募集要領(案)について、事務局からの説明を求めます。

事務局： 【吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）】について説明

委員長： ただいま、事務局から説明がありました、「民営化保育所移管先募集要領(案)について」審議を行います。この資料について、御意見のある委員はおられますか。

委員： 合同保育についてですが、1年間通して来られる事業者の保育士が少な過ぎると思います。現在14人いるパートさんが民営化になっても残ってくださる可能性が全く分からない状態なので、子どもとの信頼関係や安全管理が大丈夫なのか心配です。2人だけだと、責任はすごく重いですし、辞めてしまう可能

性もあります。保育者が変わるのは子ども達にとってすごくストレスになると同時に1月から3月までの3か月間だけで大丈夫なのかなと不安を感じる保育士もいると思います。担任6人の期間をせめて半年に伸ばすとか、通年で来られる方の人数を増やす等、検討していただきたいです。

引継ぎ保育に関しても、乳児担当の保育士は2人で半年間引継ぎをされるのに対して、3歳から5歳の幼児担当の保育士は75名ほどに対して1人で、3か月間しか引継ぎをされないことは疑問です。なかなか変化についていけない子ども達にとって信頼関係のある今まで一緒に生活してきた保育士の存在は大きいので、1人であれば半年にするとか、2人にするとかを検討していただきたいです。残っていただけるパートさんが多ければ今の案でも大丈夫な場合もあると思いますが、今の段階では分からないので提案させていただきます。1園目の民営化なので丁寧に進めていただきたいです。

委員： 引継ぎ保育の際に、変化に敏感なお子さんというのは配慮の必要なお子さんという意味ですか。それとも全体的な意味ですか。

委員： 全体的なことです。75人ぐらいだと色々な性格のお子さんがいらっしゃるのので、保育士が1人で大丈夫なのか気になります。民営化後もパートさんが多く残ってくれば、解消されると思いますが、今の段階では確実ではありません。

委員： そのために前年から合同保育を行って人員を配置しているので、2年をかけて丁寧に引継ぎできる計画だと思います。もちろん、パートさんの継続雇用も考えていかれると思います。最低基準でこれだけはこの人数として丁寧に考えておられると思います。

委員： 合同保育も引継ぎ保育も両方とも手厚くしてもらうのは難しいと思いますが、どちらかといえばやはり合同保育を丁寧にさせていただいて、期間の延長もしくは人員を増やしていただきたいです。

委員： 今の委員の御意見で何か差障りがあるのでしょうか。

事務局： 合同保育は事業者から派遣していただくので事業者に努力していただくことが必要だと思います。引継ぎ保育は、本市の職員が南保育園に出向いて行いますので、その職員が所属する園にアルバイトを配置することになり負担が増えることとなります。合同保育、引継ぎ保育について提案させていただいている

ものは、他市の事例から申し上げても手薄ではなく、逆に手厚い提案だと考えております。

委員： 合同保育の間は元の園も保育士を配置していて、プラスアルファの雇用となります。人数をみると、園長予定者は1人、主任予定者は1人、担任予定の保育士の6人を余剰人員として雇用します。当然南保育園のやり方を引き継ぎ、子どもの状態を観察し把握するので、引継ぎ保育も含めて、合同保育でお子さんを一緒に見せていただく機会を与えていただいているということは、非常に期間的にも長いですし、人間的にも専門的な立場からしたら割と十分な時間があるのかなと思います。それでも保護者の方が1年間見て欲しいという思いはあるかと思いますが、事務局の提案というのは割と丁寧なカタチだと思いますので、当然民営化を受ける事業者としての誠意を持って対応してもらえenと思います。最低基準を割らなければ良いということではなく、少しでも加配等の配慮をしていただける事業者を選んでいくのが良いと思います。

委員： 他市の事例はどうか。資料があれば見せてください。

事務局： 近隣の茨木市、箕面市、池田市と最近民営化した寝屋川市、枚方市の合同保育、引継ぎ保育のヒアリング状況をまとめました。他市では、合同保育で1年間2人が来られているところはなく、また引継ぎ保育では、あるところでは園長しか来なかったり、順繰りで巡回したりしておられる状況でした。この案はそれに比べれば徐々に民間に委ねていける提案になっているかと思います。

委員： 御心配は良く分かります。応募する立場でみると、1年前の4月から園長予定者、主任保育士、保育士代表の中核となる3人が保育の実態を見ながら、自分の園の保育のあり方をどういったバランスで運営していくか、南保育園のスタッフの方々や保護者とプランを練っていくことが大切です。前倒しということですが、合同保育にはそこまで人数は必要でないと思います。主になる3人が1年前からいるので十分だと思います。3か月間の合同保育でも保育士担任に指導していくことは、私は可能かと考えます。担任予定者の配置をもっと前倒しする必要はない気がします。移管後についても、いつまでも前のスタッフがいるよりは、新しい園に任せて徐々にひいていくのが良いかと思います。逆に前倒しになれば、ハードルがすごく高くなるので、手を挙げにくい気がします。事業者が決まれば、三者懇談会で保護者、事業者、市が1年以上前からプランを作っていくという事ですので、保護者の方の意見を提案できる場はあります。希望が必ずしも通るとは限りませんが、民営化することで新しい園の良

い特色も生かして、引継ぐものは引継ぎ、良いところは新たに受入れて良い園を作っていただきたい。

委員： 茨木市、箕面市、池田市で既に民営化された時の臨時雇用員などの離職率等が分かれば、全て吹田に当てはまるかどうか分かりませんが、保護者の方達の一つの材料になると思います。

事務局： 募集要領に臨時雇用員の継続雇用について、民営化後も就労を希望する場合は、子どものために引継ぎ雇用を検討していただくことを条件としています。保育士不足もあるため、他市では、園で働いておられる方、特に馴染みのある方、子どもさんとのつながりを持っておられる方は、なおのことですので残っていただきたいとお願いされてほぼ残っていると聞いております。事業者が決まればすぐに、南保育園の臨時雇用員の方にはどういった形で働いていただけるのかお願いさせていただければと思っています。

委員： 事業者が決まったら、今の臨時雇用員を何人確保できるか、早く知っておきたいですね。それによって、引継ぎ保育の正規の保育士が2人だと足りないと考える保護者もいると思います。直前しか、残る臨時雇用員の人数が分からない場合の対策を知りたいです。

事務局： 事業者が決まりましたら、すぐに三者懇談会を行ない、保護者の思いを伺い、事業者には合同保育の前に今おられる臨時雇用員にしっかりと残っていただくような働きかけをしていただきます。

副委員長： 私が今まで経験してきたところと比べても、吹田市はかなり丁寧だと感じていますので、万が一全員が残らなかったとしてもこの体制であれば丁寧な引継ぎができるのではないかと感じております。

委員： 保育士は資格を持っているプロなので、今日からやってくれといったらすぐにできることですね。引継ぎは大事ですが、どこの園に行ったとしても、その保育園のやり方で保育ができますので否定的に考えなくていいと思います。

委員： 子どもには大好きな先生が必ずいて、その先生が何月で辞めるとなると仕方ないですが、引継ぎ保育の時に急に明日からいなくなるとその後のケアがすごく大切かと思えます。その先生がいないから保育園に行きたくないという子も

出てくるだろうし、一人一人はプロかもしれませんが、子どもとの絆が一番大事で急に来たからその子と一日で仲良くなれるというわけではないと思います。長い年月をかけて信頼を築かないといけないのも保育士の役目だと思います。

委員： 他市と比べると、吹田市の条件が手厚いというのは分かりました。この条件が限界であれば納得出来ますが、そうでなければ手厚いに越したことはないので、まだ改善の余地があれば、是非お願いしたいです。

事務局： これまでの説明会では丁寧な引継ぎを求められてきました。他市の民営化の事例では、心配されているような事象や、改善が必要だったということはお聞きしていないので、それぞれの条件でしっかりと引継ぎされています。吹田市は、特に合同保育については、他市がやっている以上の財政負担を前提にしていますので、今の条件で精一杯と考えています。事業者に負担をお願いする部分もたくさんあります。保護者の思いや子どもさんたちへの対応を考えたいので、他市よりも手厚くさせていただいている提案です。

委員： 1月から3月の合同保育に関しては、卒園する5歳児にも入っていただきますが、それは、クラスの運営を見てくださいということではなく、子ども達との交流、もしくは信頼関係を深めるために入っていただくことが一番の目的になります。1月2月3月に6人を配置するということは、引継ぎのためにやるのではなくて、子どもさん達との交流を深めてくださいねという意図だと思います。三者懇談等々でも希望をお伝えできる場もあると思いますので、信頼していただける部分を沢山作ってくれと考えています。引継ぎ保育にたくさん残っていただき、スムーズに移行できるように配慮して下さると思います。

委員長： ここに載っている市のいくつかは、私に関わったところですが、吹田はだいぶ手厚くされているなと思っています。

今お話をさせていただいたこの分についてよろしければ、原案どおり進めていただいてもよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、この件は原案通りになりましたので、その他になにかございますか。

委員： 1年以内に保護者アンケートを行うとアバウトな感じで書いてあるのですが、

年度末にする等具体的な書き方にしていきたいです。

事務局： 移管直後と移管して一年後に感じられることは違うと思います。移管直後よりも1年経ってどうだったかということを重視されるのであれば、2月や3月でも良いという考え方もありますが、アンケートによって、改善点を修正できるようにするなら、年度の途中ぐらいが適当ではないかと考えています。実施時期については改めて、三者懇談会の中で議論をさせていただければと思っています。

委員： 福祉サービス第三者評価を受審するとしていますが、「吹田市立南保育園」のときにも受けないと、民営化後に1回だけの受審では比べようがない、評価のしようがないのかなと思います。

事務局： 民営化前に評価を受けることについて、検討させていただきます。

委員： 献立の写真の添付を求めるとのことですが、どのぐらいですか。

事務局： 1か月丸々はなかなか難しいので、歳児別に献立表にあるものの写真を添付していただければいいかと思います。

委員： 給食を並べてあるものを撮って1日目、2日目というイメージですか。

委員： 現物が見られないので、2、3日分の写真があれば、南保育園の給食のイメージと比較できるかなと思います。

事務局： そうでしたら、歳児別に提供している給食の写真、例えば1週間分というかたちにさせていただきます。

委員長： それでは、移管先募集要領（案）については審議を行いました。今回、皆様からいただきました御議論を踏まえ、事務局は修正をお願いいたします。

3 移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法(案)等について

委員長： 次に、次第3の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法等(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局： **【移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法等(案)等】**について説明。

委員長： ただいま御説明いただきました、次第3の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法等(案)について、御意見がある方はおられますか。

委員： 実地調査は1時間でヒアリングと見学を両方するということですね。

事務局： 実地調査は現場を見に行くだけで、ヒアリングやプロポーザルは最終審査の当日に受けたいと考えています。基本的には今事業者が運営している保育所等で現場の様子を御案内して説明していただきます。

委員： もし三者になった場合に、3園目が11時半から12時半なので、ずれこんだ場合はお昼寝の時間しか見られないということがありますので、2日に分けていただくか時間調整をしていただけますか。

事務局： 実地調査は委員全員で調査するには時間に限りがあります。吹田市内の移動に30分かかることはないので1日で3園はなんとかお願いしたいのです。たくさん見て判断したいという委員は、実地調査日とは別の日程で調整して御案内させていただきます。見学された方は最終審査時に御意見いただければと思っております。

委員： 委員が希望する場合は、実地調査日とは別に見学できるよう、個別に対応するということですか。

事務局： 行きたい方がおられましたら、何人かお集まりいただいて、日程を調整し御案内させていただきます。

委員： 3者、4者応募の時の民営化スケジュールは1時間で仕方ないと思うのですが、もし1者や2者の応募だったときに、見学と面接調査の時間を延長していただきたいです。

事務局： できるだけ午前中に収まるように、1者2者3者の時間の割振りは御意向に添うようにさせていただきますし、最終審査のヒアリングの時間については、できるだけ皆さんの御都合の合う中で、きちんと3事業者が審査できる時間帯で設定させていただきます。また、1事業者でも3事業者でも同じ時間ではなくて、1事業者の時は多めに時間を設定させていただきたいと思っております。

委員長： ケースバイケースということになってくるので事務局で案をいくつか作っていただければと思います。

副委員長： 移管先選定までの審査方法について（案）の、2の絞り込みと3の集計は何が違うのですか。

事務局： 皆様に行なっていただくことはアとイの意見交換と採点だけです。後は事務局の方で皆様の意見を1つの表に集約し、集計をさせていただきます。

副委員長： ヒアリングと最終審査をするのは同日で、ほぼ丸1日ということですか。

事務局： ヒアリングやプロポーザルは最低でも1時間と考えますので、3事業者でしたら3時間から3時間半はかかると考えています。日程は昼からのスタートで、土曜日で調整いただく等になるかと思えます。

副委員長： 事業者の資料は審査の時だけ見るということですね。

事務局： 提出書類はお届けしますので、事前に目を通して審査して採点していただくことは可能だと思います。ただし最終審査はこの場で提出していただきます。

委員： 事前に書類をいただいたら、その書類の分かる範囲で、自分で採点をされて、現場にいかれた時に修正があれば修正して、最後のヒアリングで最終の結論を出すというようなイメージで良いのですか。

事務局： おっしゃるとおりです。

委員長： 実際に作業する想いで見ていただければ結構です。よろしいでしょうか。事務局の方で、1者の場合、2者の場合というプログラムを組んでいただければ、慌てなくていいですし、我々の心構えができますので、そういうものを作っていただければと思います。

他にございませんか、よろしいでしょうか。それでは、今回、皆様からいただきました御意見を踏まえ、事務局に修正をお願いいたします。なお、修正点につきましては、委員長の私が確認させていただき、募集要領に記載されているように平成28年3月14日から申込用紙配布を行い、応募の手続き作業に入っていただくということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

委員長： それでは、以上で本日の審議は終了しますが、事務局から連絡などありますでしょうか。

事務局： 【今後のスケジュール】について説明。

委員長： これで本日の案件はすべて終了しました。事務局からありましたように、今回は、応募事業者数により日程調整することとなりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。